

福山市市民活動総合補償制度の概要

〔福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課〕

市では、ボランティア活動や清掃活動などの市民活動に参加される方やその指導者（主催者）が安心して活動できるよう「福山市市民活動総合補償制度」を実施しています。

この制度は、活動に参加された人（市外に住所を有する人を含む。）が活動中にけがをしたり、死亡した場合や活動の指導者などが行事の参加者や第三者に損害を与えた場合に適用されます。

「対象となる活動」

市内に活動の拠点を置く自治（町内）会、まちづくり推進委員会、老人会、子ども会、体育会、ボランティア団体などの市民活動団体が指導者の監督のもとに行う地域社会活動、青少年健全育成活動、環境保全活動、防犯・防災活動、社会福祉・社会奉仕活動、保健衛生活動などで、継続的、計画的または臨時的に公益性のある無報酬の活動を対象とします。（政治、宗教、営利及び自己のために行う活動は除きます。）

※ボランティア・NPO団体については、まちづくりサポートセンターまたはまちづくり推進課への登録が必要です。（社会福祉協議会登録団体は登録不要です。）

「対象となる事故」

- ・市民活動団体の指導者などがその活動中に過失により参加者や第三者に損害を与え、損害賠償を求められる事故
- ・活動中に参加した方や指導者が活動中（市民活動が実施される場所への往復途上の事故を含む。）の偶然の事故でけがをしたり、死亡した場合の傷害事故（日射病・熱射病等の熱中症、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含む。）

「保険の適用除外」

（1）賠償責任事故

戦争・変乱・暴動等による事故、地震・噴火・津波・洪水その他の自然災害による事故、航空機・昇降機・自動車・動物の所有・使用・管理による事故、喧嘩・自殺・犯罪行為及び自己の故意による事故、指導者等の同居の親族に対する事故など。保管物については、保管者が加担した盗難・詐欺、現金・貴重品の紛失・損壊、自然に消耗するもの、自然発火や自然爆発した物、窓・戸などからの雨雪による損害など。

（2）傷害事故

戦争・変乱・暴動等による事故、地震・噴火・津波・洪水その他の自然災害による事故、自動車による事故、冬山登山・その他危険な活動による事故、喧嘩・自殺・犯罪行為及び自己の故意による事故、自己の脳疾患・疾病又は心神喪失、他覚症状のないむちうち症や腰痛、法令違反による事故など。

「保険の内容」

区 分		保険金額(限度額)	免責
賠償責任保険	対人	身体賠償	1人につき 1億円 1事故につき 3億円
		財物賠償	1事故につき 1,000万円
	対物	保管物賠償	1事故につき 100万円
傷害保険		本人の事故	死亡保険金
	後遺障害保険金		障害の程度により 20万円～500万円
	入院保険金		日額 3,000円 事故日から180日以内で180日 が限度
	通院保険金		日額 2,000円 事故日から180日以内で90日 が限度

「保険料は市が負担」

市が保険会社と契約を結びますので、保険料は全額市が負担します。

「綿密な計画で事故防止に努めよう」

「福山市民活動総合補償制度」は市民のみなさんが安心して市民活動が行なえるよう、万一の事故に備えて設けたものですが、一番大切なことは事故を未然に防ぐことです。

活動するときには、次のようなことに十分注意して楽しく活動してください。

- 綿密な計画を立て、危険がないか十分チェックする。
- 活動計画時における参加予定者数や活動開始直前の参加者数を把握する。
- 事前に場所(会場)の下見を行なう。
- 必ず責任者(指導者)を選出し、その責任者の指導のもとに活動する。
- 指導者の数が適切であるか。
- 事故防止の注意や指導が十分全体に行き届いているか。
- 参加者の健康状態は大丈夫か。
- 作業道具の点検は済んだか。

「事故があったら報告を」

事故があった場合は、各団体の責任者を通じて、まちづくり推進課へ連絡するとともに、3週間以内に所定の事故報告書を提出してください。

けがの治療のため通院する場合は、まず病院・診療所で診察を受けてください。最初の報告時に病院の証明(領収書・診断書等)の添付の必要はありません。保険金請求の際に領収書は必要となりますので、けがをされたご本人が保管しておいてください。請求金額が10万円を超える場合には、完治後の診断書が必要です。

事故報告書には、活動の内容が把握できる書類（事業計画書、事業実施要綱、チラシ等）、事故発生状況が確認できる書類（物損の場合の現場写真等）、当日の指導者（責任者等）及び参加者の記載された名簿を添付してください。

なお、活動団体の規模が小学校区単位より小さい場合で上部団体に概ね小学校区規模の団体があれば、その代表者から当該事故が市民活動中の事故である旨証明を受けてください。

（例：単位自治（町内）行事での事故の場合）

報告者 単位町内会長

証明者 学（地）区自治会（町内会）連合会長

報告先 まちづくり推進課（福山市東桜町3番5号）

「連絡・お問い合わせ先」 まちづくり推進課 TEL（084）928-1051

■対象となる「市民活動団体」とは次のような団体をいいます。

自治（町内）会、まちづくり推進委員会、老人会、子ども会、女性会、PTA、体育会、防火防犯協会、明るいまちづくり協議会及び市長が認めた団体（個人）

※社会福祉協議会登録団体は、登録不要です。

※市長が認めた団体…まちづくりサポートセンターまたはまちづくり推進課へ登録する必要があります。

■対象となる「市民活動」とは次のような活動をいいます。

（1）社会福祉・社会奉仕活動

- 社会福祉施設援護活動（建物の修理、樹木の手入れ、清掃、行事手伝い等）
- 高齢者・障害者への支援及び援護活動（高齢者への配食サービス、一般介護予防事業等）（※一般介護予防事業のうち高齢者外出・買物支援事業の利用者に係る傷害事故は対象外とします。）
- 募金活動（共同募金等） など

（2）保健衛生活動

- 害虫防除・駆除等の環境衛生活動
- 献血、各種検診業務の普及啓発活動
- 住民検診への協力 など

（3）環境保全活動

- 環境美化・清掃活動（河川・公園等公共施設の清掃、草刈り）
- リサイクル運動（資源ゴミの回収）
- 自然保護・緑化活動（※）
（※野焼きまたは山焼き、森林伐採を行っている間の事故や、銃器を使用する害獣駆除を行っている間の事故は対象外とします。）
- 省エネルギー運動 など

- (4) 青少年健全育成活動
 - 青少年非行防止活動（非行防止のための地域巡回活動等）
 - 青少年保護活動（子ども110番など青少年を犯罪から守る運動）
 - その他の児童福祉向上のための活動（育児・託児に関するボランティア等） など

- (5) 防犯活動
 - 暴力追放運動
 - 防犯対策の啓発活動 など

- (6) 防火・防災活動
 - 防火・防災訓練（通報、消火、避難、救護等）
 - 防火・防災に関する啓発広報活動
 - 災害時のボランティア活動（※） など
 - （※海難救助、山岳救助、または災害救助を行っている間の事故・他市での災害に対し、遠征等で参加する活動は対象外とします。）

- (7) 交通安全活動
 - 交通安全啓発活動
 - 春、秋などの交通安全運動 など

- (8) 生涯学習活動
 - スポーツ・レクリエーション活動（危険度の低いスポーツ、野外活動等）
 - 文化活動（講習会・研修会、伝統文化・地域文化の伝承活動、芸術の振興等） など
 - 公益財団法人福山市スポーツ協会の実施するスポーツ教室を含む

- (9) 地域社会活動
 - 町内会・自治会の運営活動（公益性の高い活動）
 - 地域施設の管理運営活動 など

- (10) 市又は市に準ずる団体が主催・共催する事業への協力活動
 - 市民まつりへの運営協力
 - 防災訓練への参加
 - 講演会、一斉清掃等への参加・運営協力 など
 - 福山市老人大学が行う事業（主催者が直接参加を求めた者に限る。）

- (11) 捜索活動
 - 市民等が行方不明になり、この制度の適用を受ける市民活動団体等が会員の協力を得て行う捜索活動